

広告掲載仕様書

(ネット広告媒体資料)

広告を掲載する事業者を募集します。

1. ネット広告について

名 称	福岡市西区ホームページ URL: https://www.city.fukuoka.lg.jp/nishi/index.html
内 容	福岡市西区ホームページへのバナー広告の掲載
広告掲載場所	日本語トップページ（下段固定）
広告掲載枠数	10 枠（広告掲載位置については別紙を参照）
広告掲載期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日 ※メンテナンスや障害等によりホームページの公開が停止する期間についても、掲載期間に含まれるものとする。
アクセス件数 又は送信数	約 9,757 件／月（日本語トップページ） （令和 7 年 4 月～令和 7 年 8 月までの平均値であり、上記期間のアクセス件数を保証するものではありません。）
セールスポイント	・九州を代表する都市・福岡市にあり、区の一部は糸島半島を構成していることから観光先・移住先として人気がある。 ・人口は 214,134 人（令和 7 年 9 月 1 日現在）。 ・スマートフォン・タブレット対応になっており、広告の視認性が良い。
担当部署	西区総務部企画振興課

2. 広告の規格について

サイズ(横×縦)単位:ピクセル	180×60 ピクセル／1 枠
データ形式(拡張子)など	「G I F」、「J P G」、「P N G」
データ容量	1 バナーにつき 150 K B 以内

- (1) 広告バナーファイルの作成に際しては、ウェブアクセシビリティに係る JIS 基準（JIS X 8341-3:2016）の AA に準拠させること。特に、文字と背景のコントラスト比の確保やアニメーション GIF の使用（5 秒以内で停止）等に注意すること。
- (2) バナー広告のリンク先から、市のリンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているものは不可とする。
- (3) alt 属性は、alt 属性としての用途を著しく逸脱しないこと、画像の内容やリンク先を説明するものであること、会社名や施設名、店舗名などを表示することとする。また、バナー画像の中に含まれている文字を使う場合は、テキストの長さは全体として適切な長さになっていること。

3. 広告の承認・掲載期間

- (1) 広告掲載にあたっては、掲載の 2 週間前までに「福岡市ホームページ広告バナー掲載承認願兼検査調書」を提出し、市長の承認を得ること。（令和 8 年 4 月 1 日掲載分を除く）

- (2) 原則として、1バナーの掲載期間は1か月以上とし、広告変更のタイミングは各月1日とする。
- (3) メンテナンスや障害等によりホームページの公開が停止する期間についても、掲載期間に含まれるものとする。

4. その他条件等

- (1) 広告掲載者の選定及び掲載内容等については、「福岡市広告事業実施要綱」、「福岡市広告事業実施要領」及び「福岡市ネット広告表現ガイドライン」に則ること。
- (2) 広告掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、西区企画振興課と協議すること。
- (3) 広告掲載内容については、広告事業者の責任とし、福岡市は責任を負わない。
- (4) ホームページは、現在のレイアウト・デザインから一部変更する可能性がある（広告枠は除く）。

5. 広告原稿の納品

広告原稿については、内容等に関する承認を受け、完全版下（データ）で納品する。
（新規契約の際のバナー広告の版下データは、令和8年3月6日（金）までに納品を行うこと）

6. 契約予定期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

7. 申込みについて

申込対象	広告代理店（1社による10枠の買い切り）
申込方法	・広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参してください。 ・福岡市競争入札参加有資格者（以下、「福岡市登録業者」という。）以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。ただし、今年度中に福岡市が行った他の広告公募にお申込みの際に提出済の場合、添付書類の再提出は不要です。 ※福岡市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前3か月以内に発行された原本）も併せて提出してください。 ・福岡市登録業者は、登録番号を記入してください。添付書類の提出は不要です。 ア直接持参の場合 下記申込先に、直接持参してください。 イ郵送の場合 (1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。 i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可） ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの

	(2) 応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。 ※電子メールでの提出はできません。
広告料金	・ 広告代理店から西区にお支払いいただく年間の金額（税込）で、製作費などは含まれません。 ・ 広告料金は四半期に分けてお支払いいただきます。 支払時期(予定)： 第1期 令和8年5月頃 第2期 令和8年8月頃 第3期 令和8年 11 月頃 第4期 令和9月2月頃 ・ 本件は最低予定価格：年額 57,000 円（税込）を設定します。
選定方法	・ 原則として、最も高い広告料金をご提示いただいた広告代理店を選定します。 ・ 複数の広告代理店から最も高い広告料金をご提示いただいた場合、その代理店の中からくじにより選定します。くじを行う日時は改めて通知します。
申込締切	ア 直接持参の場合：令和7年 11 月 28 日(金) 15 時 イ 郵送の場合 ：令和7年 11 月 27 日(木) <必着>
申込先	財政局財産有効活用部財産活用課 担当：中島 〒810-8620 中央区天神 1 丁目 8 - 1 （福岡市役所行政棟 10 階） TEL：092-711-4579／ FAX：092-711-4833 電子メール：zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp
媒体に関する 問合せ先	西区総務部企画振興課 担当：愛場 〒819-8501 福岡市西区内浜 1 丁目 4 - 1 TEL：092-895-7007 ／ FAX：092-885-0467 電子メール：shinko.NWO@city.fukuoka.lg.jp

【西区ホームページバナー広告掲載イメージ】

バナー広告枠